2022年1月28日

各　位

会 社 名　　ダ　イ　ビ　ル　株　式　会　社
代表者名　　代表取締役　社長執行役員　園部　俊行
（コード番号　8806　東証第１部）
問合せ先　　執行役員経営企画部長　多賀　秀和
（TEL. 06－6441－1937）

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年３月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年２月14日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

（１）基準日　　2022年２月14日（月曜日）
（２）公告日　　2022年１月28日（金曜日）
（３）公告方法　　電子公告
https://www.daibiru.co.jp/announce/

２．本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2021年11月30日に公表いたしました「支配株主である株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」並びに2022年１月19日に公表いたしました「支配株主である株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である株式会社商船三井（以下「公開買付者」といいます。）が2021年12月１日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が所有する当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、公開買付者から、当社の株主を公開買付者のみとするために、会社法第180条に基づき当社株式につき株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等を付議議案に含む臨時株主総会を招集することの要請を受けております。当該要請を受け、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以　上